

## 2 3 家畜伝染病予防法の見直しについて

(財務省、農林水産省)

### 【内容】

- (1) 宮崎県での口蹄疫被害を鑑み、国として家畜伝染病に対する防疫体制の改善強化を図ること。
- (2) 口蹄疫発生時に、患畜又は疑似患畜の所有者が実施した死体等の焼埋却に要する費用・殺処分家畜等の損失・経営再開のための費用については、全額を国が直接負担するよう見直すこと。また、地方自治体が口蹄疫まん延防止のために要した経費については、国が全額負担するよう見直すこと。
- (3) 口蹄疫のまん延防止について、国及び市町村の積極的な関与を規定するなど、国、都道府県、市町村の役割を明確にすること。
- (4) 法の見直しの際には、高病原性鳥インフルエンザの発生事例も踏まえ、見直し対象とする伝染病を口蹄疫だけでなく、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病も含めて検討を行うこと。

### (背景)

- 宮崎県の口蹄疫発生を受け制定された「口蹄疫対策特別措置法」において、国は、平成24年3月31日までの間に、畜産経営の実態、法律の施行の状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生予防やまん延の防止の在り方、埋却場所の確保について、家畜伝染病予防法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講じることとしている。
- 家畜伝染病のまん延防止のために都道府県が処理する事務は、第一号法定受託事務とされ、国が本来果たすべき役割でありながら、都道府県に負担が生じている。
- 口蹄疫の患畜、疑似患畜は、所有者にと殺や死体等の焼却等の義務（ただし、県職員である家畜防疫員が代行できる。）が規定されている。しかしながら、畜産農家の規模拡大や偏在化が進む中、発生時には大量の家畜の処分が想定され、所有者が受ける経済的影響が甚大となるとともに、所有者では大量の家畜を処分できないため、都道府県が処分を代行せざるを得ない状況にあり、地方自治体の費用負担も甚大となる。
- 家畜伝染病のまん延防止には、国、都道府県、市町村の連携が必要であるが、現行の家畜伝染病予防法では、市町村の具体的な役割や口蹄疫対策特別措置法で措置された埋却地の確保等に係る国の関与が規定されていない。

- 本県では、平成21年2月に発生したうずらの高病原性鳥インフルエンザにおいて、宮崎県と同様に大量の処分家畜が発生し、費用負担等の問題が生じたところである。

( 参 考 )

1 制度の仕組み

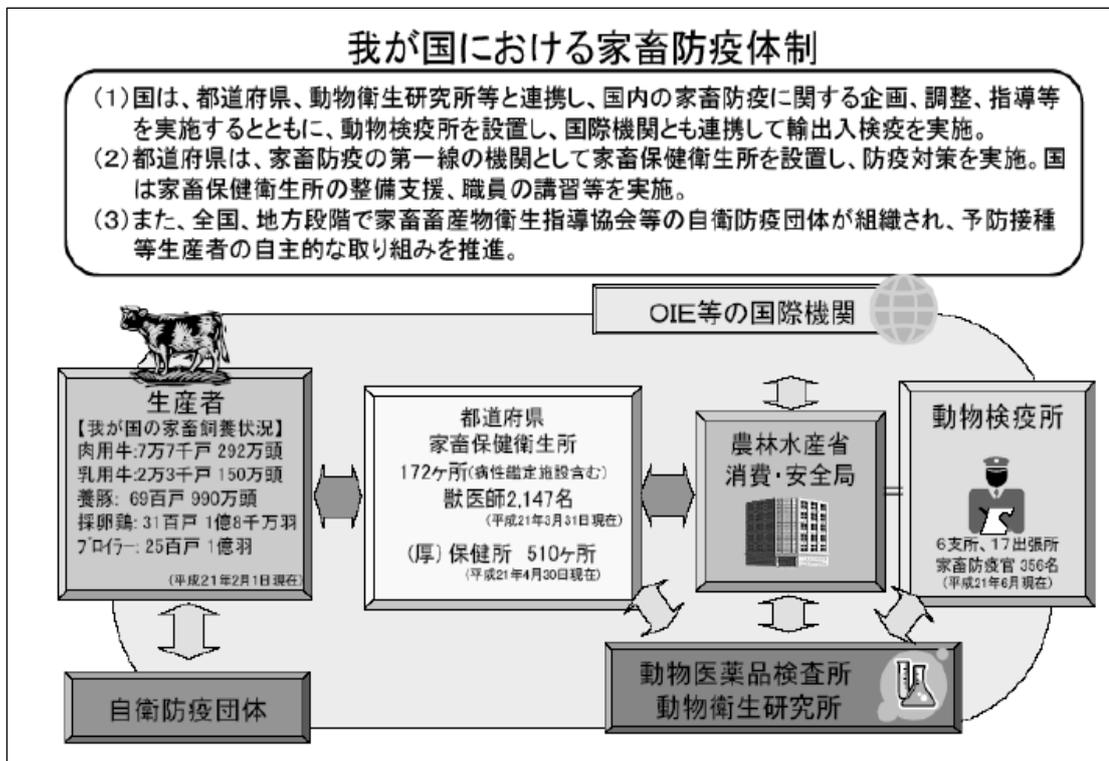
○家畜伝染病

口蹄疫を始め26疾病…殺処分等強制的措置

- 特定家畜伝染病防疫指針…家畜伝染病の内、口蹄疫、BSE、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザの4疾病

○国の役割：国内の家畜防疫の企画、調整、指導、輸出入検疫（水際防疫）

○県の役割：家畜保健衛生所を設置、国内での発生予防、まん延防止



2 県の負担状況

- 宮崎県（平成22年4月、口蹄疫：牛、豚29万頭処分）

宮崎県予算（22年度補正予算第1号～第6号）

予算額 915億円（内国費485億円）

- 愛知県（平成21年2月、高病原性鳥インフルエンザ：うずら160万羽処分）

愛知県予算（20年度2月補正、21年度当初及び6月補正）

予算額 7.4億円（内国費3.4億円）